

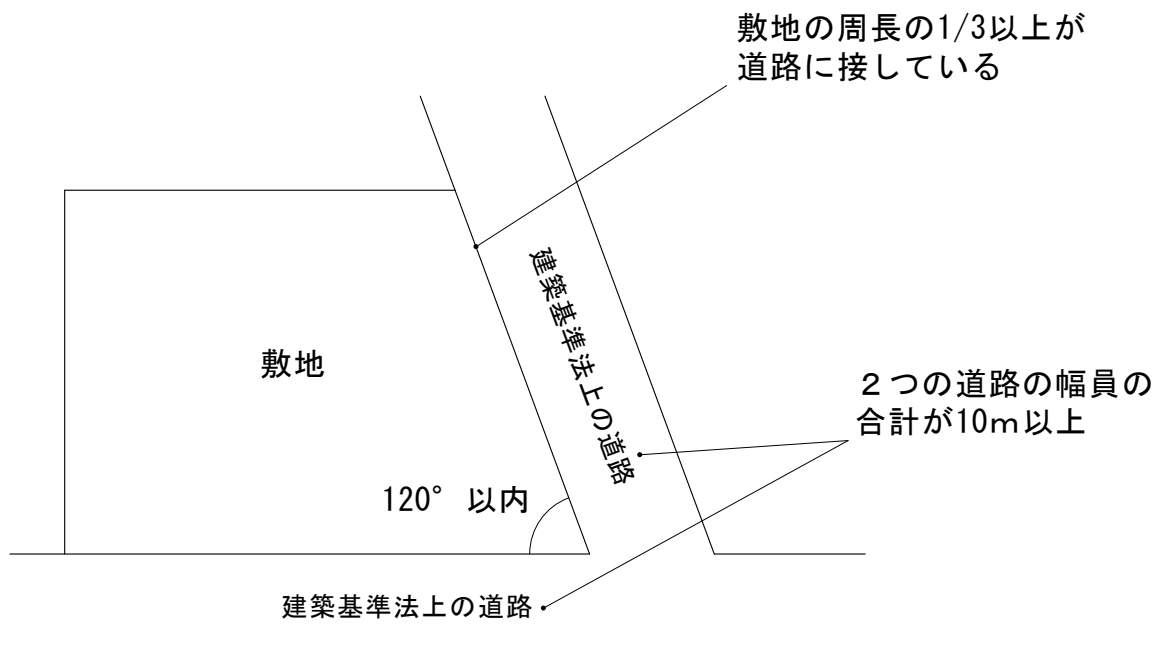
建ぺい率の緩和 ～角地緩和～

以下の条件を全て満たした場合に適用を受けることができます。

(建ぺい率の限度が10%増加)

- ・ 2つの道路の幅員を足して10m以上であること
- ・ 2つの道路が120°以内で交わっていること
- ・ 敷地の周長の1/3以上が建築基準法の道路に接していること

ただし、都市計画法に基づく許可条件（連たん制度等）により建ぺい率の上限が定められた場合は適用できません。



【根拠法令】

- ・ 建築基準法第53条第3項第2号
- ・ 千葉県建築基準法施行細則第16条